

中国における人民助学金制度の定着過程

大塚 豊

目次

- はじめに
- 第1節. 「公費制」と「供給制」
- 第2節. 人民助学金の名称
- 第3節. 初期の人民助学金評定活動
- 第4節. 各地の人民助学金に関する規定
- 第5節. 全国統一規定と全員支給制
- 第6節. 全員支給制の変更
- おわりに

中国における人民助学金制度の定着過程

大塚 豊*

はじめに

中国では、初等・中等学校で授業料が徴収されるのに対して、大学生は全員が授業料無償の上、1部屋に6～7人が住むという相当に限られたスペースとはいえ宿舍も無償で提供されてきた。この状況が、中華人民共和国建国後の40数年間にわたって続いてきたのである。その上さらに、食費をはじめ在学中に要する諸経費の支出に支障をきたす経済的困難を抱える学生に対しては、補助金が支給されてきた。この補助金が「人民助学金」と呼ばれるものである。この人民助学金は貸付金ではなく、従って返還の必要はなく、経済的援助を第一義的目的とするものであって、大学ばかりでなく、中学、中等専門学校、技術労働者学校の学生にも部分的に与えられる。

中華人民共和国が成立すると、労働者・農民など、これまで実質的に大学の門戸を閉ざされていた層に高等教育の機会を与え、高等教育在籍者に占めるこれらの人々の比率を高めることが至上の目的となった。そのためには、彼らの優先的入学を保障する措置を講ずるだけでは不十分であり、経済的にも種々の援助を与えて、その機会を現実化する必要があったのであり、そのための中心的措置が人民助学金であった。小論では、こうした人民助学金が建国初期にどのような経緯で定着していったかを明らかにすることにする。

第1節。「公費制」と「供給制」

1. 国民党政権下の学生援助

まず、この人民助学金制度が導入される以前の学生援助の形態はどのようなものであったかを見ておくと、中華民国では師範系教育機関の在籍者に対してのみ、必要経費を公費で負担する方式が採用され、「公費制」と呼ばれていた。師範以外の分野の学生については、学業成績優秀者に奨学金が支給されていた他は、全て個々の学生が学費・食費など必要経費を自弁する原則であった。しかし、戦時下には状況が変わった。すなわち、日中戦争の拡大につれて、日本軍による占領地区から逃れ、奥地へ疎開した大学とともに移動した多くの学生が、家からの仕送りなど経済的な支援の道を閉ざれたのである。彼らを救済するため、民国27年（1938）2月5日に「公立の専科以上の学校の戦区学生に対する貸付金暫定方法」が公布された。これは、仕送りの途絶えた学生のために、当時の食費に見合った全額、半額の2種類の貸付金を設け、前者は大学所在地の物価により月額8ないし10元、後者は4ないし5元を給付するものであった¹⁾。その後、物価の上昇に対処するため、貸

* 広島大学 大学教育研究センター助教

付金の基準や貸付方法は1940年および41年に改訂されている。41年7月に公布された「国立の中等以上の学校の学生貸付金暫定規則」では、貸付金の恩恵を受けている学生は夏・冬休み中に学校が定めた奉仕を行う他、平素も週当たり3時間の奉仕を義務づけられ、学業成績や操行が甲の場合には、当該学期の貸付金の返還を免除される反面、原級留置となった学生への貸付は直ちに停止され、また、卒業後3年目から返還を始め、毎年給与の5%ずつを返し、20年以内に返還を完了することなどが定められた²⁾。同時に、省立や私立の専科以上の学校の学生に対する貸付金の規定も公布されて、国立、公立、私立の各高等教育機関の学生のいずれにも救済の手が差し伸べられることになった。また、貸付金と並んで、民国29年度(1940)には「中正奨学金」が設けられ、翌30年度には「林主席奨学金」が設けられるなど、奨学金の充実も図られた³⁾。

その後、戦況の激化につれ、学生援助の方式にもいっそう徹底した変更が加えられることになった。民国32年(1943)には、国立の中等以上の学校および省立・私立の専科以上の学校における公費学生に関する規定が出され、同年度の新入生からは一律に貸付金制度を適用せず、次のような公費生規則が定められたのである⁴⁾。すなわち、公費生を2種類に分け、「甲種公費生は学費・食費を免除するとともに、その他の費用もそれぞれ補助する」ものであり、「乙種公費生は食費を免除する」ものであった。そして、国立および省立の専科学校以上では、①師範、医、薬、工の各学院・学科・学系の学生全員を甲種公費生、②理学院・学科・系の学生の80%を乙種公費生、③農学院・学科・系の学生の60%を乙種公費生、④文、法、商およびその他の学院・学科・系の学生の40%を乙種公費生とし、私立の専科学校以上では、①医、薬、工の各学院・学科・学系の学生の70%を乙種公費生、②理、農学院・学科・系の学生の50%を乙種公費生とし、この他、研究生、つまり大学院生については一律に甲種公費生とするという基準であった⁵⁾。公立と私立の間は勿論、人材に対する当面の需要に基づいて、専門分野により明確な格差を付けたものになっていたことが分かる。

この公費制度については、しかしながら、1944、45年に戦区がさらに拡大し、救済を必要とする学生が増大したことによって、再び改訂されることになった。民国34年(1945)8月に公布された「戦時下の国立中等以上の学校および省立専科以上の学校の学生に公費を支給する方法」では、公費生は学費・宿舍費・食費を免除される「全公費生」と、学費・宿舍費・食費の半額を免除される「半公費生」に分けられることになった。上記の43年の規定に比べ、宿舍費まで含まれて援助項目が広がっている。その一方で、旧来の規定は、2年生以上には引き続き有効であるとはいえ、新入生については私立学校の学生が対象外に置かれ、適用範囲が狭まったのである。また、全公費生と半公費生の待遇を受けられるのは、それぞれ各校の新入生のうちの40%以下であり、翌46年以降は30%以下とすることになっており、これも上記の規定での対象者に比べて狭まったといえよう。1947年上半期の統計では、全国の専科以上の高等教育機関において、全公費生は7万6978人、半公費生は6万181人となっている⁶⁾。ちなみに、47年度の高等教育機関在学生数は15万5036人であるから⁷⁾、全公費生は学生総数の49.7%、半公費生は6.6%であり、両者を合わせると、56.2%が公費生待遇を受けていたことになる。

こうした全面的公費制ないし公費制適用範囲の拡大は、もともと日中戦争下に大学とともに奥地へ移動したり、家からの経済的支援を得られなくなった学生を救済するのが目的であった。従って、

戦争が終結して大学が元の所在地に戻り、学生が経済的支援を得られるようになれば、その存在理由はなくなるはずであった。しかしながら、国民経済は一向に好転せず、46年以前からすでに公費待遇を受けている学生については、彼らが卒業するまで公費制を継続することが決まった。また、47年秋頃からは今度は国共内戦の勃発により、新たな救済を必要とする学生も生じた⁹⁾。しかし、47年度以降の新入生からは、公費生扱いになるのは、「師範および保育系の学生、青年復員学生、辺境地区学生、革命および抗日戦争での勲功者の子弟、荣誉軍人」であり、これ以外の者については奨学金制度が適用されることになった。専攻分野別では師範系のみが公費扱いされていた日中戦争前の状態に戻ったといえよう。「各レベルの政府は広く奨学金の定員を設け、学業は優れているが進学できない学生をもりたてなければならない」という「中華民国憲法」第161条の規定に則って、1947年7月12日に教育部が公布した「国立の中等以上の学校および省立の専科以上の学校の学生奨学金規則」では、「家の暮らし向きが貧寒で、当該校の新入生のうち、全科目の平均成績が上位40%以内である者⁹⁾」に受給資格があるが、受給者は各校の新入生総数の20%以内とすると定められたのである。

2. 共産党支配地域における学生援助

一方、共産党支配地域の幹部養成機関では、早くから学生全員に対する学費免除や食費・教材費の支給といった就学援助のための配慮が行われていた。例えば、第一次国共合作が崩壊した後、共産党支配下の革命根拠地に創られた蘇維埃（ソビエト）大学でも、「学費、食費、書籍・紙・筆の費用は学校が支給する。被服およびその他の日用品（例えば、茶碗・箸など）は学生が自ら準備する。¹⁰⁾」ことになっている。この時期の革命根拠地の教育機関は、やがて新たな根拠地を目指して長征が始まったため、わずか1年程度存在しただけという短命であったが、こうした学生への就学援助方式は、延安を中心とする陝甘寧辺区など、新しい革命根拠地で受け継がれることになった。

日中戦争期の共産党支配地域における代表的幹部養成機関の一つである抗日軍政大学の学生募集要項を見ると、「1. 入学後は一律に学費および食費・宿舍費を免除する。2. 学生が必要な軍服などは学校が供給するが、来学時の旅費および自分が必要とする毛布などは、自ら準備しなければならない¹¹⁾」と規定されている。ちなみに、1939年当時の抗大の学生経費は、一人当たり月額平均10.5元であり、このなかに食費、宿舍費、教材費の全てが含まれていた。学生にはさらに月額1元の手当が支給され、教職員には2～5元が支給された。当然、こうした額では必要なものを賄うには十分ではなかった。しかしながら、抗戦時期で経済的にも困難であり、苦しい中でのやりくりが行われていたのである。ちなみに、日中全面戦争勃発前の民国22年度（1933年）の全国高等教育経費は3,356万余元であり、在学学生数は4万2,900人余りであるから、学生一人当たりでは年間782.3元（食費、宿舍費および学費は除く）が使われた計算になり¹²⁾、これと上記の抗大の学生経費を対比することによって、抗大での財政状況を垣間みることができよう。

但し、全ての幹部養成機関で最初から学生に関わる経費の全額が丸抱えされていたわけでもない。一部の経費を徴収していた学校もあった。例えば、陝北公学も当時の延安に設けられた幹部養成機関であるが、同校では「創設当初はまだ食費を徴収しており、貧しい者だけ徴収を免除していた¹³⁾」

のであり、青年訓練班でも「学生から食費として月額6元を徴収することになっていた¹⁴⁾」。しかし、青年訓練班では、食費の支払いが困難な青年が少なくなかったといわれ、陝北公学では「後に食事、宿舎、衣服を全て学校が供給するようになった¹⁵⁾」のである。なお、陝北公学では、やがて学生の衣食住を保障した上に、毎月一人当たり1元の手当も支給するようになった。この1元の手当は、前線で血みどろの戦いを続ける八路軍が当然受け取るべき手当を節約して学生の学習のために回したものであり、額の多少に関係なく、学生を感動させ、いっそう真剣に学習に励む気持ちを起こさせたという¹⁶⁾。

このように、抗日戦争期の解放区の幹部養成機関では、学費が無償であったばかりでなく、食事や宿舎も提供されることになっていたのである。上記の例のように、食費など一部の経費徴収が行われたことも稀には見られたが、その一方で衣服や教材・文房具まで支給された機関や時期もあった。将来の幹部を養成するのであるから、当然のこととして必要経費を学校ないし設置母体が負担すべきであるとの考え方が働いたためである。加えて、敵による封鎖のために外界からの送金や物資の輸送が難しい解放区の置かれた現実の条件が、丸抱えの待遇を与える以外に学生が学習を継続すること不可能にさせたのである。ただ当時の経費不足は深刻で、食糧の状態はさらに悪く、「いつでも米櫃が空になる脅威を感じ、唐黍、高粱といった類の粗末な雑穀でさえ、しばしば次の食事までもたないほどしか食べられなかった¹⁷⁾」のである。そこで、学生といえども与えられるのを待つのではなく、むしろ自らの手で食糧その他を作り出さざるを得なかった。例えば、延安大学では、「生産運動が本校の全活動のうちの重要な部分である¹⁸⁾」といわれる状態が生まれたのであり、農業の他、糸紡ぎをはじめ各種の手工業に従事することにより、大学運営経費の65.5%を生み出して「半自給」を成し遂げるまでになったのである。一方、学生はこうした生産労働の経験を通じて、「労働が一切を創造する」という真理を体得し、「勞せずして食する」搾取階級の意識を改め始めたのである。

革命根拠地での学校運営の伝統を受け継いだ幹部養成機関は、別稿¹⁹⁾で明らかにしたように、その後の国共内戦期や建国初期まで存続したが、それらの機関でもやはり学費無償は勿論、学生の食住などが保障されたことはいうまでもない。こうした学生援助方式は、必要な現物を支給するという意味で「供給制」と呼ばれることが多く、公費で賄われる点では、上記の国民党支配地域と同様であるにも拘らず、「公費制」の名称が使用されることはなかった。つまり、名称の上から見れば、国民党政権下での学生援助方式は「公費制」としてまとめ、一方の共産党支配地域では「供給制」と呼ぶことができそうである。

第2節. 人民助学金の名称

ところで、人民助学金という名称であるが、前節で述べたとおり、民国時代には「奨学金」が一般に用いられており、共産党支配地域でも人民助学金という呼び名は見られなかった。例外的に「助学金」が使われたのは、現在まで調べ得たところでは、民国21年(1932)10月に北京大学によって「国立北京大学学生助学金規則²⁰⁾」が制定されていることくらいである。同「規則」では、その冒頭

に「本大学は、成績優秀にして、家の暮らしむきが貧寒な学生のために、とくに助学金を設ける²¹⁾」と定めており、この趣旨は当時の一般的用語であった奨学金の意味内容とほとんど変わるところはなく、なぜ敢えて「助学金」が使われたかは未詳である。しかし、いずれにせよ人民助学金という呼称は、国民党支配地域では勿論、共産党支配地域でも一般的には使われてはいなかったのである。

では、「助学金」はいつの頃から使われるようになったかであるが、これについては、戦後の1947年に北平市で展開された「助学運動」との関連に注目する必要があるように思われる。抗日戦争勝利の喜びも束の間、46年後半には全面的な国共内戦の幕が切っておとされ、社会・経済の混乱と驚異的なインフレの進行が起こった。民衆の生活は逼迫の度を増し、学業継続の困難な学生が増加した。そうした中で47年の夏休みから「助学」、すなわち「学生を援助せよ」の声が各校で湧き上がり、8月8日に一部の中学を含む各校からの代表20数名による討議を経て、北平市学生助学委員会が正式に発足したのである²²⁾。同会に参加した機関会員は、北京、清華、燕京、中法、朝陽、輔仁の各大学および北平師範学院、北平鉄道管理学院の8校、ならびに彙文、見満、育英など14校の中学であった。

助学委員会の目的は「助学章²³⁾」の販売、特別募金、義援バザーの実施、音楽・演劇の上演などを通じて基金を集め、会が招聘する著名人の顧問や賛助人、若干の委員からなる分配委員会が援助を必要とする学生に公開で配分するというものである。名誉顧問には北京大学の胡適学長、清華大学の梅貽琦学長、燕京大学の陸志韋学長が就任している²⁴⁾。募金目標は5億元と定められ、8月22～24日の街頭での「助学章」販売によって2億元を越える「助学金」が集まり、その後も義援バザーや「助学音楽の夕べ」など多彩な活動が展開された。こうして集まった募金は分配委員会の管理の下で「必要に応じて配分する」原則に基づいて、9月初めの第一回配分で1,400人余りに配られ、残りの4,500万円も10月27日に130人の学生に配られたのである²⁵⁾。

このように貧困学生に対する援助という点で、具体的成果を挙げた助学運動であった。しかし、この第一次運動の後、国民党政府当局は、この運動が共産党勢力によって当局の無力を宣伝し、援助の手を差し伸べることで貧しい人々に接近し、彼らの間に影響力を拡大することに利用されるのではないかと考えた。10月7日には北平市教育局が第二次助学運動を防止する訓令を発し²⁶⁾、運動の広がりを妨害し、抑圧する挙に出た。かくて「助学運動」は一過性のものに終わったが、この「助学」の理念が解放後に引き継がれていったものと考えられるのである。

解放後、人民助学金という呼称が公式の文書で最初に使われたのは、現在までのところで確認しうる限りでは、解放後の北平で軍事管制委員会文化接管管理委員会（略称を文管会という）が1949年5月10日に「秘字第1041号通知」として発した「北京の専科以上の学校の学生に対する人民助学金暫定条例」においてである。同条例は、これ以後の人民助学金に関する諸規定の原型であり、基本的な理念、申請や受給者選定の方法などが盛り込まれているので、以下に全文を掲げておきたい。

「北京の専科以上の学校の学生に対する人民助学金暫定条例」

(一) 人民助学金申請の条件

1. 家庭の生活が確かに困難で、自給することができないか、あるいは完全に自給すること

ができない者、ないし家庭の所在地でまだ為替を組むことができず、仕送りが絶たれている者。

2. 学業成績が優秀で、人民のために奉仕することを願う者。

(二) 人民助学金の支給基準

前項の条件に基づき、状況に応じて以下のように分ける。

甲種人民助学金は毎月粟85斤を支給する。

乙種人民助学金は毎月粟65斤を支給する。

丙種人民助学金は毎月粟45斤を支給する。

丁種研究生人民助学金は毎月粟200斤の手当を支給する。

附註：学生の医薬費用は各校の経常費の中で処理する。

(三) 人民助学金の申請手順

1. 学生が個人の具体的状況を所定の様式に則って申請書に記入し、各系レベルの学生評議グループに報告して一応の審査を受け、次に、当該校が組織する「人民助学金評議委員会」に送って審査決定する。「人民助学金評議委員会」は教務長1人、校務委員会が推薦する教授代表3人、学生自治会推薦の代表3人から構成され、教務長が議長を務める。
2. 各校の評議会でも審査した後、合格者を所定の様式に則って高等教育行政の主管機関に報告して認可を得、同時に当該校の学生会を通じて学生連合会に通知する。

(四) 人民助学金の評定方法

志のある青年の求学上の困難を解消するため、人民の財産を浪費しないという原則の下、できるだけ公平で合理的になるようにし、とくに以下の方法を提示して、評議の際の参考に供する。

1. 各校は学生会により各系レベルの学生評議グループを組織し、学生の申請事務を取り扱う。
2. 人民助学金は経済的に確かに困難を抱える学業成績優秀な学生で人民に奉仕することを願う者が学業を継続しうよう配慮するためのものであるから、各学生は自覚して人民の財産を節約し、人民助学金を獲得するのを当然の権利とせず、評議委員会もまたこの原則に則って公平、合理的に評定を行わなければならない。
3. 評議委員会は学生の申請書を受け取った後、直ちに調査研究を行い、あわせて当該学生の所属する系レベルの大衆的討論を起こさなければならない。
4. 評議委員会は大衆の意見と収集した資料に基づいて公平に評定しなければならない。
5. 評議委員会はすでに助学金の支給を認められた学生に対して、状況に応じて助学金の増額ないし減額、さらには取り消しを上申することができる。

(五) 人民助学金の認可手続き

1. 高等教育行政の主管機関は各校からの人民助学金支給審査に合格した学生の名簿を受け取り、認可した後、直ちに状況を当該校に通知する。
2. 高等教育行政の主管機関は審査決定された数量に基づいて各校に人民助学金を発給する。

3. 各校は人民助学金を受領後、各学生にそれぞれ給付し、あわせて人民助学金計算簿1冊を作成し、計算表とともに高等教育行政の主管機関に送付して審査を受ける。
 4. 各校で受領した人民助学金については、翌月の3日までに決算書を提出する。
- (六) 本条例の公布日より、従前の「公費規則」は直ちに取り消すものとする。

条例の末尾に規定されているように、これ以前には国民党統治下の公費制が一般に実施されていたのである。北平の文管会が1949年3月25日に出している「活動総括報告」には、「学生の公費の発給については、清華は1月後半から、その他の学校は2月から始めるものとする。発給の基準は、清華が一人当たり粟105斤、その他の学校は80斤とし、3月以降は一律に80斤とする。」「学生公費の基準および享受の条件については、自分で申告し全員で決定する方式により、合理的な解決に努めるものとする」(傍点は引用者)と述べられている。

北平以外でも、例えば、49年1月中旬に解放された天津の場合、学生援助方式はやはり公費制と呼ばれ、解放直後もそれが踏襲されていたことを看取しうる。すなわち、1949年2月24日、天津市軍事管制委員会文教部は従来の各校における公費制の在り方が不合理であったことに鑑み、改めて審査を行い、調整するために、「公費処理規則」を公布した。それは、今後、労農子弟、都市の貧民子弟、貧しい革命軍属子弟および貧困学生にのみ公費制を適用することとし、この他では、家からの仕送りが途絶え、生活を維持できない者についても、従来の公費制の定員の枠内で余裕があれば、暫定的に公費生扱いをするものとし、仕送りが復活すれば、公費生扱いを停止するという内容であった。公費制の対象者が「品性も学業も共に優れていること」を求められたことはいうまでもない。公費生には評定結果に基づいて、「全公費」ないし「半公費」の待遇が与えられることになったが、その評定の方法は、大学、教員、学生の代表からなる公費評議委員会を組織し、学生が自ら申請し、大衆的な評定を行い、さらに評議委員会がその結果を審査するというものであった²⁷⁾。受給対象者として「労農子弟、都市の貧民子弟、貧しい革命軍属子弟および貧困学生」が明記され、後述するように、人民助学金制度が確立する中で次第に明確化される社会主義体制下での学生援助の基本的方向がすでに先取的に表現されている点や、受給者評定方法に関する上記の人民助学金条例との共通性など、人民助学金制への転換の過渡期を感じさせるものがある。

第3節. 初期の人民助学金評定活動

上掲の「人民助学金暫定条例」が公布されると、北平の各大学では、同条例に関する討論を行い、人民助学金の受給者を決める評定活動を展開することになった。清華大学の全学生1800人余りは140余りのグループに分かれ、まず条例についての討論を行った結果、「旧来の公費の本質が、国民党反動派が愛国的な学生をあしらうための卑劣な陰謀であり、一方の人民助学金は人民が着るもの食べるものを節約して新中国を建設する人材を養成する血であり汗であるとの認識をはっきりと持った²⁸⁾」という。北京大学でも人民助学金の性質や意義についての討論を通じて、「人民助学金は当然受けるべき権利である²⁹⁾」という誤った考えを放棄し、進んで次々と申請を取り消したり、等級を下

げたりするようになったという。北平芸術専科学校では、教授代表と学生代表からなる助学金評議会が作られ、全校の210人余りの学生のうち180人余り（85.7%）が最初申請していたが、進んで申請を取り下げた者21人が早速現れている³⁰⁾。

受給者を決める評議は、一般に、学生のグループ、系レベルおよび全学レベルの評議と3段階に分かれて行われた。あるところでは、グループの評議に本人が出席して自らの家庭の状況や経済的な拠り所について説明し、あるところでは文書で報告する方法が採られた。系レベルの評議では、無記名で互いに文書で意見を出し合い、また二人で甲種と乙種の人民助学金を申請し、受領してから二人で平等に分けて使うことも行われた。評議においては、日頃の生活や学習の態度について批判し、自己批判することが行われ、不合理な申請については面と向かって異議を唱えることが行われた。学生たちはすでに人民に対する責任感を身につけており、相手の「顔を潰す」といったことを恐れなくなっていたという。助学金受給者決定のための討議は、同時に恰好の思想教育の場でもあった。こうした状況の下で、自主的に申請を取り下げる学生がさらに現れるようになった。ある女生の場合、家には母親がいるだけで、彼女は以前小学校の教師をしていたときのわずかばかりの蓄えがあっただけだが、それでも申請を放棄し、「私にはまだ少し小麦粉、衣服、それに首飾りがある。以前のあのような人食の社会では、不測の事態のためにこうした防備をせざるを得なかったが、今や人民政府の社会になったのだから、安心してこれらの品物を手放すことができる。蓄える必要はなくなったのだ。私はもうすぐ卒業だから、足らなければ、そのときにまた申請すればいい。現在は公のために少しでも節約して、数カ月分の粟を残すことも必要だ³¹⁾」と述べている。

しかし、評議が全て理想的に運んだわけではなく、その過程では、いくつかの問題も存在した。例えば、他の学生によってようやく思いとどまらされたものの、全く仕送りがなく、肺病にかかっていた学生が、どうしても甲種ではなく、額の低い乙種助学金を申請するのだと言い張るといったことである³²⁾。その背景には、新しい時代の人民助学金支給の理念に真に心を動かされ、純粋に対処すればするほど起こりがちな過剰反応を示した者があったと思われると同時に、苦しい生活実態にむりやり目をつむり、申請を取り下げ、あるいは低い等級の助学金を申請せざるを得ないような顕在的および潜在的な周囲の圧力に押し流されてしまった者がいたことも見逃せまい³³⁾。その一方で、一部の学生はやはり他人の顔を潰すことができず、好き勝手に他人の申請を通してしまったり、申請しやすいように申請要件を緩和するといったことも行われた。しかし、こうした偏りは大多数が学生間のグループ評議の際に起こったことであり、上のレベルに上がるにつれ、克服されていったという³⁴⁾。

また、評議の過程では、個人の状況が公開されるために、今まで知られていなかったような事情も明らかになって、それが学生の間を絆を強めることにつながることもあった。例えば、集団活動に参加しようとしなかった学生が、実は母親を養うために、毎日電信局で働いていることが分かり、彼の孤独癖という学友の疑いが氷解し、親密度が増したのである。また、質屋に家財を入れることでようやく生計を立てていた病気の父親が、学生である彼の息子に助学金の申請を断念させるといったこともあった³⁵⁾。

上述したような種々の行き過ぎや偏りを是正するため、華北区において建国までの暫定的高等教

育行政機関の機能を果たした華北高等教育委員会は、新学期を迎えた49年9月21日に北平、天津の関係者を集めて会議を開き、改めて人民助学金の評定活動を始める上での検討を行った。その結果に基づいて公布されたのが、「人民助学金の評定活動に関する決定」(1949年10月1日高教秘字第1634号)である³⁶⁾。これは評定活動の公正化を重ねて求めた内容になっており、「評定活動は事実に即して行い、“右”過ぎたり、“左”過ぎたりする偏向に反対する」と述べられている。「右過ぎる」とは、「全面的に助学金に依存する観点」や「いい加減に取り組み、申請があればそのまま認可するといったやり方」であり、「左過ぎる」とは、実際の困難も顧みず、助学金を放棄する考え方や行動である。実際、党员や共産主義青年団員の中には、「大衆からかけ離れた“率先垂範”のやり方を行い、強制的、命令的に定員や等級を引き下げさせた者もいた」のである。

この「決定」ではまた、「公開で、良い者を表彰し、正しくない者や遅れた考え方を批判して、正しい学習の観点および誠心誠意人民に奉仕する観点を樹立」することが求められ、「党組織の指導の下で、徹底的に大衆路線を歩まなければならない」とされた。この他、「単純な経済的観点、任務の観点、平均主義の考え方に反対する」とも述べられている。平均主義ではなく、重点を設け、「新入生と既に在籍していた学生との助学金、国立大学と私立大学との助学金の支給定員には区別がなければならないし、また区別があることが必要である」として新入生の人民助学金および私立大学の人民助学金の最高支給率の制限を従来定めた50%と25%のままで維持することが決まっている。ところが、区別を設ける方針が採られる一方、国民党時代の師範系学生の優遇策は継承せず、「師範系の学生の助学金は特殊であるべきではなく、全面的に助学金を享受するという考え方は徹底的に取り除かなければならない」と決まったのである。この決定に基づいて実施された49年10月中旬からの人民助学金申請者の評定において、師範大学では602人が再審査に加わったが、そのうち甲種を申請したのは269人とどまっており、「“師範生は当然全公費生である”“師範生は特殊な待遇を受けなければならない”といった考え方が改まった³⁷⁾」という。しかしながら、師範優遇策は教職に人材を集めるための長年にわたる措置であり、逆に、そうでなければ人材を集め得なかった事情を反映するものであった。それにも拘らず、この決定は「平均主義に反対する」という方針とは裏腹に、そうした師範系の特殊事情を無視した形になっているのである。

第4節. 各地の人民助学金に関する規定

人民助学金に関する正式の規定としては、上記の北京のものが最も早期であると思われるが、その後、各地でそれぞれ人民助学金に関する規定が制定されている。1949年7月、東北行政委員会は会議を召集し、高等教育に関する研究を行った。そして、「過去3年間高等教育はすでに著しい成績を獲得したが、東北が巨大な規模の経済建設と文化建設を展開するのに適応するためには、さらに東北全域の高等教育を整頓しなければならない」と見做し、そのための措置の一つとして、「公費制度を取り消し、助学金制を実行すること」を決定した³⁸⁾。従来、学生に対して採られてきた「一律の供給制あるいは公費制は、もともと戦争状況の下、家庭を離れ、革命に参加している人員にとって必要な方法であった³⁹⁾」が、今日では状況が大きく変わり、学生の大多数は家庭と密接な連絡があ

り、多くの者の家庭の経済状況は仕送りができないものではないというのが、その理由であった。

東北行政委員会は、上記会議での決定に基づいて、北平と同様を条件を記した「東北区高等教育機関学生人民助学金暫定条例」を制定した。同規定が定めた人民助学金の支給基準は、「人民助学金を本科および予科の2種類に分け、各々を4等級に分ける。甲：本科の学生人民助学金については、1等は毎月給与点数60分（点）を支給し、2等は毎月45分、3等は毎月30分、4等は毎月15分を支給する。乙：予科の学生人民助学金については、1等は毎月工薪分50分を支給し、2等は毎月30分、3等は毎月20分、4等は毎月10分を支給する⁴⁰⁾」というものであった。

助学金の支給基準として北京では粟が使われたのに対して、東北ではインフレ対策として早くから採用されていた標準実物単位の「分」が使用されたことなどは、地域の実情に合わせた当然の措置であった。しかし、両者のより根本的な差は、東北において、「高等教育機関は学費徴収を免除し、学校が統一的に学生に宿舎、教材、実験費用を提供する」と定められ、その上で有資格者が人民助学金を申請することができる点である。学費は後述する上海でも徴収されることになっており、学生全員が学内に住むように宿舎が与えられることにもなっていない。「無償制」や「全寮制」は49年の時点は勿論、2年先の51年になってもまだ普遍的に実施されてはいないのである。例えば、51年夏の大学入試受験者のために出版された受験案内を見ると、之江、東呉、聖約翰といった私立大学は当然のことながら、交通、同済、南京、浙江、復旦などの国立大学でも授業料が徴収されており、また、交通大学や上海医学院では一部の学生は通学することになっているのである⁴¹⁾。「無償制」や「全寮制」が実現するのは、大学組織の再編成が実施され、私立大学が消滅した52年以降であった。この点において、全ての大学がすでに国立であった東北はきわめて先進的であったといえよう。

東北で人民助学金条例が制定されたのと同じ49年7月には、山東省人民政府も「山東省の専科以上の学校の学生人民助学金暫定規則」を公布している。そこには家からの為替による仕送りが不可能な者という項はないが、助学金申請条件が「貧困ながら成績優秀で、人民に奉仕することを願う者」という点は東北と変わりがない。助学金の支給基準は、甲種が食費の全額負担分として毎月粟70斤と被服費補助および学習用費として粟30斤であり、乙種は食費としての粟70斤のみ、丙種は粟40斤となっている⁴²⁾。

上海でも49年秋の新学期に向けて、「上海市人民助学金暫定条例⁴³⁾」が制定された。「家庭の暮らしむきが苦しいが、努力家で向学心のある青年を援助し、文化・学術の面でさらに造詣を深める機会を得させ、専門知識を身につけさせ、人民に奉仕するという願いを遂げることができるようにすること」を目的とするものであるが、「上海が解放されて日が浅く、活力が未だ回復しておらず、帝国主義および国民党の匪賊グループによる封鎖が重大な経済的困難をもたらしており、封鎖を打破し、困難を克服することが全上海市民の当面の主要な任務となっている。それ故、政府は人民助学金の申請に対して比較的厳格な制限を設けざるを得ない」と記されている。助学金の申請を行いうるのは、国立ないし市立大学・専門学校、師範学校、職業学校で学ぶ学生で、次の条件に見合う者であった。すなわち、①革命に殉じた者の家族ないし供給制（現物支給給与）扱いの人員が生活費を負担する直系親族、②貧しい職員・労働者ないし貧しい公務員・教職員の子弟で、親が在学中の生活を

見ることのできない者、③家が上海になく、当該地政府によって、その家庭の暮らしむきが確かに貧しく、在学子弟の生活費を負担できないことを証明された者、④革命に1年以上参加し、復学した革命青年で、家が貧しく、確かに困難を抱える者、⑤家が未だ解放されていない地区にあり、その本人がまったく仕送りを受けられない者、である。

次に、人民助学金の支給基準に関しては、「甲等：毎月、後方の機関・部隊の共同炊事規定の食事供給基準に基づいて支給。乙等：毎月、後方の機関・部隊の共同炊事規定の食事供給基準の2分の1。丙等：毎月、後方の機関・部隊の共同炊事規定の食事供給基準の3分の1。」となっている。助学金が食費補助を内容とするものであったことがここでも分かる。この上海市の条例で注目すべきは、私立大学の学生は対象外であったことである。上述した上海市の置かれていた状況から「比較的厳格な制限」を設けざるを得なかったためである。但し、「私立大学の学生で9月に臨時救済金を受領した者については、もしその経済状態が依然として困難であり、上記の人民助学金申請条件に合致すれば、臨時救済金を申請することができる」として、あくまで人民助学金とは別枠ながら、救済の道が設けられていた。この臨時救済金の金額は、「人民助学金の2か月分の金額以下」とされた。

上海では、人民助学金の条例と同時に「学費・雑費の減免に関する暫定規則」も公布された。申請条件は人民助学金の申請と同様である。免除の種類は、全額免除、半額免除、4分の1免除の3種類であった。該当者は所定の資料を添えて申請し、人民助学金の場合と同じく、学生の評議グループ、人民助学金評議委員会での審査を経て、費用の免除が決定されたのである⁴⁴⁾。減免規定があるということは、逆に言えば、国立大学も含め、東北とは違って、無償制はまだ採られていなかったということである。

翌50年7月には華東区教育部が「人民助学金暫定規則」と「学費・雑費減免暫定規則」を公布している。その内容は、華東区の中心地である上海市の49年の「条例」とほとんど同じであり、表現自体も上海のものと同通っている。両者の違いは、上海市の条例では、私立大学在学者にも臨時救済金の名目で援助の道が開かれていたが、1年後の華東区の規則にはそれが見られない点である。私立大学への配慮はまったく行われなくなったといえるのである。なお、人民助学金の支給基準については、次の4種類に分けられた。「①甲等：毎月、加工済みの糧食60斤(そのうち食用糧食30斤、燃料代金・副食費30斤、実際の支給時には相互に調整することができる)、②乙等：甲等の4分の3、③丙等：乙等の4分の2、④丁等：甲等の4分の1⁴⁵⁾」である。

これより少し前の50年3月23日には、教育部が「華北区国立高等教育機関の学生人民助学金暫定条例および各校の人民助学金割当額に関する暫定規定」を公布している。そこには、人民助学金申請の条件とともに、助学金の等級を最低で月当たり粟25斤から最高で85斤まで5等級に分け、この学部生のための助学金とは別に設けられた研究生助学金、つまり大学院生のための助学金を月当たり粟100斤、150斤、200斤の3等級に分けることが明らかにされ、「自分で申告して全員で決定し、民主的に評定する」原則に則って評議を行うことが規定された⁴⁶⁾。重要なのは、上記の華東区の規定といい、この華北の規定といい、いずれも国立の機関のみに限定されていることである。

華北区の国立大学では、各校に割り当てられた人民助学金の総枠に基づき、申請者の評定が改め

て実施された。北京大学では、学生がまず「政治学習グループ」を単位として、教育部が新たに公布した「暫定条例」などを伝達し討論した後、各人の助学金について再評議を行い、評議の結果、全学で申請された人民助学金の総額は粟89,000斤余りになり、教育部が同大学に割り当てた最高基準より7,000斤少なかった。また、医学院および物理系の学生は「経済互助」の方法を考案した。すなわち、グループ内で比較的裕福な自費学生がすすんで経済的に苦しい学生を援助し、後者が助学金の申請等級を下げるのができたというものである⁴⁷⁾。国立北京師範大学でも、評議の結果、全国がすでに解放され、交通も回復して、一部の学生は家庭からの送金を受けられるようになり、助学金の需要も減っていたこともあり、また、評議における批判と自己批判が正しく行われ、助学金を受け取るべきでない一部の学生が申請を取り下げたために、この時期の助学金総額は評議後に粟56,540斤に減り、前学期に比べて9,830斤少なくなった。これは教育部が定めた最高基準より5,160斤少ないものであった⁴⁸⁾。

教育部はまた、1950年7月1日に秋の新入生のための人民助学金支給に関する暫定規定を出している⁴⁹⁾。新入生については、開学して1か月半後に正式の評議を行うが、その間の経済的な支援を必要とする者のための措置であり、その主たる対象となるのは、①3年以上の勤務年数の産業労働者、②3年以上革命に参加した幹部および軍人、③革命に殉じた者の子弟、④少数民族出身の学生、⑤華僑学生、⑥中学で人民助学金を受けていた学生で、「経済的に確かに困難であり、かつ関係学校、機関、解放軍部隊、工場、団体の証明書を有する者」であった。

労働者・農民の国を標榜する新国家において、大衆に大学の門戸を開放するという任務を真っ先に担うべきは国立大学であり、そのために人民助学金の支給がまず国立大学在籍者に向けられたのは当然といえば当然であり、とくに労働者や革命に功績のあった者およびその子弟などへの優先的配慮が行われたのである。

第5節. 全国統一規定と全員支給制

これまで述べてきたように、解放、さらには建国後、各地の人民政府はそれぞれ当該地の実情に合わせて学生援助の方式を検討し実施してきたが、各地の状況はバラバラであった。それは、国家としての統一性を必要とする新政権にとって看過できない課題の一つであり、1952年7月8日、政務院は「全国高等教育機関および中等学校学生人民助学金の調整に関する通知⁵⁰⁾」を出して、その改善を図った。同通知は、三年来、一般に一定金額の人民助学金制をすでに実施しているが、「少数のところでは全てのもを供給する公費制」が依然として実施されていること、歴史的な原因ならびに財政状況に制限があるために、同じレベル、同じ種類の学校でもしばしば学生の待遇の差がきわめて大きく、多くの学校では助学金の基準が学生の生活上の困難を解消し難いものになっていることを明らかにした上、青年学生の健康状態を改善し、次第に学生の待遇基準を統一していくために、「全国の高等教育機関および中等学校の学生の公費制を一律に人民助学金制に改めるとともに、従来の人民助学金の基準も適宜調整することを決定した」(傍点は引用者)と述べている。具体的には、1952年9月以降、全国の高等教育機関などの人民助学金は、一律に別途通知される新基準に基づき、

人民助学金は学生の食事およびその他の実際的な物質的困難を適切に解消することを目的とし、食費は同等に、普遍的に各学生に支給しなければならないが、生活費手当は必要とする者各人の具体的な経済状況に応じて若干の等級に分けて支給するというのである。このようにして、同一地区内（大行政区ないし各省・直轄市を範囲とする）の同級・同類の学校では、人民助学金の基準が同一になるようにするというのである。この通知ではまた、受給者の評定時に、革命に殉じた者の家族、革命軍人、労農幹部、産業労働者、少数民族および帰国華僑の子弟の実際的な困難をできるだけ配慮することが改めて強調されている。

続いて7月23日には、教育部から「全国の各級各類の学校の教職員給与および学生人民助学金の基準の調整に関する通知⁵¹⁾」が出され、この中でさらに具体的な助学金の支給基準について言及されたのである。それによれば、「①高等教育機関（高等師範を除く）の学生には、全員に一人当たり毎月12万円の人民助学金を支給する。②高等師範学校の本科の学生には全員に一人当たり毎月14万円、専修科の学生には16万円を支給する。③幹部で高等教育機関に進学した者には全員に一人当たり毎月32万円を支給する」となっている。

ところで、この教育部の通知では、「在職幹部訓練クラスおよび短期幹部訓練クラス以外、一般の高等教育機関および中等学校では一律に供給制を廃止し、人民助学金制を実施する」（傍点は引用者）とされている。上記の政務院の通知では、助学金制に対するものとして「公費制」が挙げられていたのであり、建国当初の用法としては「公費制」と「供給制」がそれほど厳密に区別されていなかったことを窺わせる。

ともあれ、この教育部の通知で明らかにされたことで、従来と大きく異なるのは次の箇所である。すなわち、「高等教育機関の学生は、卒業後に各種の建設活動に参加するよう国が統一的に配置する。現在は人数が限られているが、青年が高等教育機関に進学して造詣を深め、学習任務を完成するように奨励するために、全部に人民助学金を与えることを規定する」（傍点は引用者）として、高等教育機関在籍者全員に助学金を支給することになったのである。ここにも述べられているように、建国後、入学者の全国統一選抜が実施される一方、卒業生については国の統一的計画に基づいて職場配置が実施されることとなった。そうすると、高等教育機関の学生は例外なく国家の人材として位置づけられたのであり、全員に対する国家援助の積極的根拠が生じることになったといえよう。国の必要に応じて統一的な職場配置が行われる点では国・公立も私立も同じになったことから、「現有の私立学校の学生については、その経済状況に基づいて、同級同類の公立学校の学生と同様の助学金を与えなければならない」という規定が盛り込まれたのは論理上、当然の帰結であった。但し、私立大学は東西関係ないし米中関係冷却化のあおりを受けて消滅した欧米各国のからの資金援助を受けてきた大学を皮切りに、まもなく全てが国立への移管ないし廃止の事態に陥ったのであり、この私立学校に関する規定は、とりわけ高等教育機関については空文となったのである。

第6節. 全員支給制の変更

52年の「通知」により全国で統一的に採用された人民助学金の大学生全員への支給方式は、3年

後の55年に至って変更が加えられた。すなわち、「国家の建設人材を養成する任務の完成を保障する上で、一定の作用を果たしたが、別の面では、一部の学生の間にならぬ浪費現象や、『一切を国が支給すべきだ』といった誤った考え方が生じた。また、二、三年来、国民経済の発展につれて、益々多くの家庭がすでに子弟を高等教育機関に進ませて勉強させる条件を備えてきているのに、高等教育機関の学生助学金の基準はいっこうに調整されず、そのために学生の食事にも幾分の悪影響を及ぼしている⁵²⁾」というのが、その理由であった。そして、55年8月、新たに制定された「全国高等教育機関（高等師範学校を除く）一般学生人民助学金実施規則」によって、師範系の大学で学生全員に助学金が支給される以外、その他の高等教育機関の学生には、55年10月以降、彼らの家庭の経済状態に応じて、必要な者に対して部分的に助学金が支給されることになったのである。新しい規定では、人民助学金は定期補助と臨時補助に分かれ、前者には全額、3分の2、2分の1と3段階に分かれた食費補助と日常の学用品および生活用品補助が含まれ、後者には学用品、被服、その他のための臨時的補助が含まれた。

また、この規定の公布に先立って、55年2月には高等教育部と教育部が連合で通知を出し、全国各地の生活費や物価水準の違いを考慮して、表1のような地区ごとの人民助学金支給基準を示したのである。同通知では、体育系の学生に対しては食費補助の40%を特別補助として増額すること、並びに研究生（大学院生）のための人民助学金支給基準として全国平均で学生一人当たり月額25元を支給することにも同時に言及された。

ところで、上記の規定にとくに「一般学生」と記されているように、人民助学金の受給対象者には、その他の範疇に入る学生がいた。一つは、多年にわたって革命運動に参加した経験のある党・

表1. 地区別の人民助学金支給基準

単位：千元

地 区	一般本科 ・専修科	高師本科	高師 専修科	体育系 手当
四川（重慶以外）	90	110	130	45
重慶	95	115	135	48
貴州	100	120	140	50
江西，湖南，安徽，西康，広西（南寧以外）	110	130	150	55
江蘇，浙江，湖北，山東（青島以外），河南（鄭州以外），南寧	115	135	155	58
上海，青島，鄭州，山西，河北，福建（厦門以外） 雲南	120	140	160	60
北京，天津，厦門	125	145	165	63
内蒙古，吉林，黒竜江，広東（海南島以外）	130	150	170	65
熱河，遼寧，陝西，海南島	135	155	175	68
甘肅，青海	170	190	210	85

（資料出所）『中国教育年鑑1949～1981』，100頁。なお、1955年3月から新人民币への切り替えが実施され、旧1万元は新元1元に相当することになった。従って、表中の9万元は9元となったのである。

政府機関、事業体、企業、大衆団体、解放軍部隊の在職幹部で、所属機関から派遣されて高等教育機関で学ぶことになった動員幹部学生（原語は「調幹学生」）である。彼ら動員幹部学生に関しては、54年12月に別に規定が出されており、「苦楽不均」の状態を是正するため、従来の政府機関や部隊での職位に応じて1等（月額68元）から5等（月額22元）までに分かれた助学金が55年1月から支給されていたのである⁵³⁾。もう一つの範疇として、産業労働者学生人民助学金が別途もうけられ、勤務年数3年以上の労働者に対しては、入学前の給与の70%（労働模範などに選ばれていた者は95%）が助学金として支給されていた⁵⁴⁾。但し、動員幹部学生人民助学金については、もともと在職幹部を動員して大学に進学させることが、大学の入学定員に対する中等教育修了者の不足を補う、いわば過渡的措置であり、中等教育修了者が増大してきたことにより、57年度入学者からは適用しない方針が採られることになるのである⁵⁵⁾。従って、人民助学金の種類は、最終的に産業労働者人民助学金と一般学生人民助学金（さらに学部レベルと大学院レベルとに分けることもできた）となったのである。

おわりに

以上述べてきたように、建国前後の時期、学生援助の新方式として人民助学金制度が導入された。それは、広範な大衆に高等教育の門戸を開くため、国民党時代の「公費制」よりも援助対象を大きく拡大したものであったが、かといって、解放区の幹部養成機関における「供給制」のように、在学者全員に対して学費免除の上で食住の全てを保障するといった「寛大」なものでもなかった。両者の折衷的側面が見られる。しかし、受給者の決定において、革命に功績のあった者およびその子弟や貧困な労働者・農民、さらに後には少数民族出身者や華僑学生への優先的配慮が規定された点は新政権の姿勢を示すものであった。また、受給者の決定過程での思想教育の場でもあった大衆的討議は、紛れもなく社会主義を目指す新国家らしいものであった。但し、そうした受給者決定に際する討議の様子が報道されるのは50年までであり、時間の経過と制度の定着につれて、次第にルーティン化し、解放直後の熱気は失われて、事務的に処理されるようになっていったと考えられる。一方、国民党時代の慣行の否定を急ぐ余り、師範の優遇策までを継承しないといった過渡期にありがちな逸脱も一時的に起こったが、種々の試行を経て、50年代半ばには、ほぼこれ以後の人民助学金制度の基本が固まったのである。

最後に、その後の変化を概観するならば、50年代末から60年代前半にかけて、助学金の支給額の基準や、全学生中で助学金を受ける者の比率などについて、若干の修正が加えられたとはいえ、基本は不動であった。但し、66年に始まる文化大革命の期間中は状況が大きく変わった。大学が再開された70年代には、学生が全て「実践経験のある労働者、農民、兵士」であることが原則となり、職場の推薦によって入学して来たのであり、卒業後はもとの職場に復帰することになっていたため、勤務年数5年以上の者には職場から引き続き給与が支給され、これ以外の学生にも全て、大学から食費や補助が与えられていたのである。そして、文革後の70年代末からは再びほぼ文革前の状況に戻ったと考えられる。しかし、考えようによっては、文革中も経済的困難を抱える学生の就学援助とい

う基本的視点は変わっていなかったともいえよう。ところが、「市場原理」が採り入れられ、競争の必要性が唱えられる80年代の改革は、建国以来変わる事のなかった「無償制」「全寮制」さえも見直しを求めるものであり、その中で学生援助の方式も、成績優秀者に対する報奨の意味で「奨学金」を中心に構成しなおされてきたのである。まさしく今日、人民助学金の基本理念は根底から変わりつつあるのである。

【註】

- 1) 『第二次中国教育年鑑』第2編第3章, 25頁。
- 2) 熊明安『中華民国教育史』, 重慶出版社, 1990年, 296頁。
- 3) 『第二次中国教育年鑑』第5編第1章, 85頁。
- 4) 「非常時期国立中等以上学校及省私立専科以上学校規定公費生弁法」, 『第二次中国教育年鑑』第2編第3章, 25頁。
- 5) 同上。
- 6) 同上書, 56頁。
- 7) 同上書, 526頁。
- 8) 同上書, 56頁。
- 9) 同上書, 57頁。但し, こうした規定にも拘らず, 当時の教育行政当局はその他の軍政機関と同じく, 汚職腐敗の現象が深刻であり, 奨学金や公費生のための経費が私的に着服されたり, 他の目的に流用されたりして, 規定は「空文」になってしまったとの指摘もある(熊明安, 前掲書, 334~335頁)。
- 10) 1934年3月~4月に制定された「沈沢民蘇維埃大学簡章」の第11条の規定による(陳元暉, 璩鑫圭, 鄒光威編『老解放区教育資料(一)土地改革戦争時期』, 教育科学出版社, 1981年, 227頁)。
- 11) 「抗日軍政大学招生簡章」, 陝西師範大学教育科学研究所編『陝甘寧辺区教育資料・高等教育和幹部学校部分(上冊)』, 教育科学出版社, 1981年, 1頁。
- 12) 許光達「抗大在国防教育上の貢献」, 『新中華報』1939年5月30日。
- 13) 「陝北公学」, 中央教育科学研究所編『老解放区教育資料(二)抗日戦争時期(上冊)』, 教育科学出版社, 1986年, 327頁。
- 14) 葛瑞漢「青訓班的総務処」, 陝西師範大学教育科学研究所編, 前掲書, 34頁。
- 15) 『第二次中国教育年鑑』第5編第1章, 85頁。なお, 衣服については, その後, 学校の規模が拡大して経費困難に陥り, 供給が取り止めになった。
- 16) 何長慶「陝北公学的生活作風」, 陝西師範大学教育科学研究所編, 前掲書, 305頁。
- 17) 羅瑞卿「抗大的過去與現在」, 陝西師範大学教育科学研究所編, 前掲書, 104頁。
- 18) 「延安大学概況」, 陝西師範大学教育科学研究所編, 前掲書, 174頁。
- 19) 大塚豊「中国における解放区型大学の系譜」, 『大学論集』第21集, 1992年, 117~140頁。
- 20) 全5条からなる同規則の名称は原語も同じである(多賀秋五郎『近代中国教育史資料・民国編

下』、日本学術振興会、昭和50年、334頁)。なお、同規則は民国23年10月26日に修正されており、同じく民国23年の6月には、「国立北京大学研究院助学金暫行規程」が公布されている。

- 21) 同上。
- 22) 「助学運動経過」、北京市档案馆編『解放戦争時期北平学生運動』、光明日報社、1991年、234頁。
- 23) メダルと考えられ、1個2,000元の「普通」と5,000元の「荣誉」の2種類があった(同上書、230頁)。
- 24) 「北平市学生助学委員会公告」、同上書、229頁。
- 25) 「助学運動経過」、同上書、237~240頁。
- 26) 「北平市教育局關於防止第二次助学運動訓令」、同上書、244頁。
- 27) 『人民日報』1949年3月1日。これと同じ時期、天津市の民主青年聯合会準備委員会は軍事管制委員会文教部に協力し、人民銀行天津分行と相談して、貧しい学生を救済するため学生貸付金(原語は賃金)を実施することになっている。この方法はすでに河北省立法商学院で試行されていたものであり、大学代表1人、学生代表2人からなる「清寒学生賃金評議委員会」を組織し、学生が自ら貸付金受給の申請をし、12人からなるグループで3回の民主的評定を行って一応の候補者を決め、さらに上記の評議委員会で審査して最終的な受給者が決まることになっている。
- 28) 『人民日報』1949年5月24日。
- 29) 同上。
- 30) 同上。
- 31) 金鳳「愛惜人民小米」、『人民日報』1949年6月3日。
- 32) 同上。
- 33) Yen, Maria, *The Umbrella Garden: A Picture of Student Life in Red China*, Greenwood Press Publishers, 1954, pp.43-54. (邦訳は、マリア・閻著、柏謙作訳『嵐の中の大学：中共女子学生の手記』、生活社、1955年)本書の中で、中国から香港へ逃亡した元北京大学の学生である著者は、人民助学金の受給者決定のための学生間の討議の場には、申請を撤回するか、申請する助学金の等級を下げざるを得ないようにさせる雰囲気があり、一方、共産党に近い学生に対する詮索や批判は緩やかなものであったことを述べている。
- 34) 金鳳「愛惜人民的的小米」、『人民日報』1949年6月3日。
- 35) 同上。
- 36) 「關於人民助学金評定工作的決定」、『華北高等教育委員会法令選輯』、1949年12月、21~23頁。
なお、助学金申請者の評定活動は暫定的に每学期1度行われることになった。
- 37) 『人民日報』1949年11月3日。
- 38) 遼寧省教育科学研究所編『東北解放区教育資料選編』、教育科学出版社、1983年、369~370頁。
- 39) 「社論・把高等教育提高一步」、『東北日報』1949年8月1日。
- 40) 『東北教育』1949年第1巻第5期、5頁。
- 41) 文匯報社会大学組編刊『投考大学手冊』、1951年7月、171~177頁。
- 42) 皇甫東玉、宋薦弋、龔守静編『中国革命根拠地教育紀事』、教育科学出版社、1989年、398頁。

- 43) 「上海市人民助学金暂行条例」, 『中華教育界』第3卷第10頁, 1949年10月15日, 65頁。
- 44) 同上。
- 45) 『大公報(上海版)』1950年7月6日。
- 46) 東北師範大学・陝西師範大学高等学校幹部進修班編刊『中華人民共和國高等教育大事記事1948~1981』, 1982年, 6頁。
- 47) 『人民日報』1950年5月22日。
- 48) 同上。
- 49) 『人民日報』1950年7月9日。
- 50) 中央人民政府政務院「關於調整全國高等学校及中等学校学生人民助学金的通知」, 『人民日報』1952年7月11日。
- 51) 中央人民政府政務院「關於調整全國各級各類学校教職員工資及学生人民助学金標準的通知」, 高等教育部弁公庁編刊『高等教育文献法令彙編(1949年~1952年)』, 1958年, 106~110頁。
- 52) 「高等教育部制定發給学生助学金的新弁法」, 『人民日報』1955年9月7日。
- 53) 「關於改進全國高等学校, 中等專業学校及工農速成中学的調幹部学生人民助学金的使用弁法」, 中国教育年鑑編輯部編『中国教育年鑑1949~1981』, 中国大百科全書出版社, 1984年, 99~100頁。
- 54) 『光明日報』1956年4月18日。
- 55) 『人民日報』1957年5月17日。

本論文は平成6年度文部省科学研究費(一般研究C)の交付を受けて実施された「中国の大学生に対する奨学方法の転換に関する研究」の研究成果の一部である。

A Study of the Process of Establishing the Student Stipend System in the Early Years of the PRC

Yutaka Otsuka*

This paper aims at explicating the process of introducing a new student stipend system in the early years of People's Republic of China. In China tuition fees have been collected at the elementary and secondary level, but not at the college level for more than 40 years since the establishment of the new government. Furthermore, students are allowed to live in dormitories without charge although space is very limited with 6 to 7 people in a small room. Those who have financial difficulties in paying the necessary costs including food expenses have been provided a kind of stipend. This stipend is called the "Renmin Zhuxuejin" or People's Stipend and is not a loan. Its main purpose is not to reward honor students but to relieve the financial burdens of poor students. On establishing the new government, it became imperative to open the university door to workers and peasants who had been deprived of educational opportunities for a long time and to increase the proportion of those groups in college enrollment. For this purpose preference in admission was not enough. Various aid was also necessary. And the focal measure was the People's Stipend.

As for student aid, there were two types prior to the People's Stipend. One was the public scholarship seen in areas ruled by the Nationalist Party and the other was the method of furnishing students all necessary goods as practiced in the Communist areas. The former applied only to the students in teacher-training courses as well as a limited number of honor students. Later it had a wider range of application due to the serious wartime conditions. The People's Stipend applied to a much wider range of students than the Nationalist wartime scholarship in order to open the university door for the working class. The Communist method was more generous in that it covered food, clothing and housing for every student. In selecting the recipients of the Stipend the new government's principle was reflected in giving priority to those who had made distinguished contributions to the revolution and their children, poor workers and peasants, minority students as well as overseas Chinese students.

* Associate Professor, R.I.H.E., Hiroshima University